

平成 24 年 8 月 31 日

各 位

東京都千代田区外神田四丁目 14 番 1 号
株式会社 アクセル
代表取締役社長 松浦 一 教
(コード番号 6730 東証第 1 部)
問い合わせ先
取締役 管理グループ 千代進 弘
ゼネラルマネージャー
電 話 03-5298-1670

訴訟の判決に関するお知らせ

当社がヤマハ株式会社（以下、「原告」という。）より平成22年4月14日付けで提起されていた特許権侵害差止等請求訴訟について、本日、東京地方裁判所より判決が言い渡されましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 判決があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所
平成 24 年 8 月 31 日

2. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当該訴訟は、当社が製造・販売するサウンドLSI製品及びマルチ機能LSI製品が原告の保有する5件の特許を侵害するとして、当該製品の製造等差止と損害賠償を求める旨の訴訟が提起され、これを争っていたものです。

本件は、第1訴訟（3件の特許侵害及び請求金額：2億5,000万円）と第2訴訟（2件の特許侵害及び請求金額：3億円）にて審理されておりますが、本日、東京地方裁判所より第1訴訟につきまして「特許侵害の事実がない」ことを理由として、原告の請求を棄却する内容の当社勝訴の判決を受けました。

※第1訴訟の対象特許：特許第2943636号(信号処理装置)、特許第2734323号(電子楽器の音源装置)、
特許第3918826号(楽音データ再生装置)

※第2訴訟の対象特許：特許第3003559号(楽音生成方法)、特許第3097534号(楽音生成方法)

< 関連PRESS >

平成22年4月14日付け 「当社に対する訴訟提起に関するお知らせ」

平成22年4月26日付け 「当社に対する損害賠償請求等訴訟の提起に関するお知らせ」

平成22年11月10日付け 「現在係争中の訴訟に係る請求の趣旨の変更に関するお知らせ」

3. 判決（第 1 訴訟）の内容

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

4. 今後の見通し

原告より本判決に対する控訴が提起された場合には、引き続き当社の正当性を主張してまいりる方針です。なお、第 2 訴訟につきましては、東京地方裁判所において係属中ですが、今後も当社の正当性を主張してまいります。

今後公表すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上